

法人インターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに対する対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、法人インターネットバンキングを悪用した不正送金被害が全国的に発生しております。

このような状況をふまえ、当金庫では、安心してご利用いただくため、下記のとおり法人インターネットバンキングサービスにおける預金等の不正な払戻しに対する補償を開始いたします。

現在、ID・パスワード方式によるログイン方式をご利用のお客様におかれましては、この機会に、セキュリティ強化につながり、かつ万が一被害に遭われた場合に補償上限額の高い電子証明書方式への変更をご検討頂きますようお願い申し上げます。

その他、インターネットバンキングの利用において、お客様に是非講じて頂きたいセキュリティ対策は、別紙1「お客様に推奨するセキュリティ対策事例」にてご案内しておりますので、恐れ入りますがご一読のうえ、セキュリティ対策をご検討頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 補償開始日

平成 27 年 2 月 16 日（月）

2. 補償対象サービス

法人インターネットバンキング

3. 補償対象者

法人インターネットバンキングのご契約者

4. 補償上限額

(1) 電子証明書方式（別紙2「電子証明書について」をご参照願います。）

1 口座につき、年間 1,000 万円

(2) ID・パスワード方式

1 口座につき、年間 300 万円

※補償にあたりましては、お客さまの被害に遭われた状況、セキュリティ対策の状況、ご利用状況等を考慮し、個別に検討させていただきます。

検討の結果、補償を行わない場合、または補償額の一部を減額する場合があります。

5. 補償対象とならない損害（主な場合）

- 不正使用の発生した翌日から 30 日以内に当金庫へ事故の届出をいただけなかった場合
- 当金庫の調査に対して十分な説明をいただけない場合
- 警察に対して被害事実等の事実説明を行っていただけない場合
- 他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用による損害
- 端末機（パソコン等）および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害
- お客さまやお客さまの従業員等の故意または重大な過失、または法令違反による損害
- お客さまの従業員等が自ら行った盗難または加担した盗難による損害
- 戦争・内乱または天変地異等による著しい秩序の混乱時に生じた損害

等
以上

【お客様に推奨するセキュリティ対策事例】

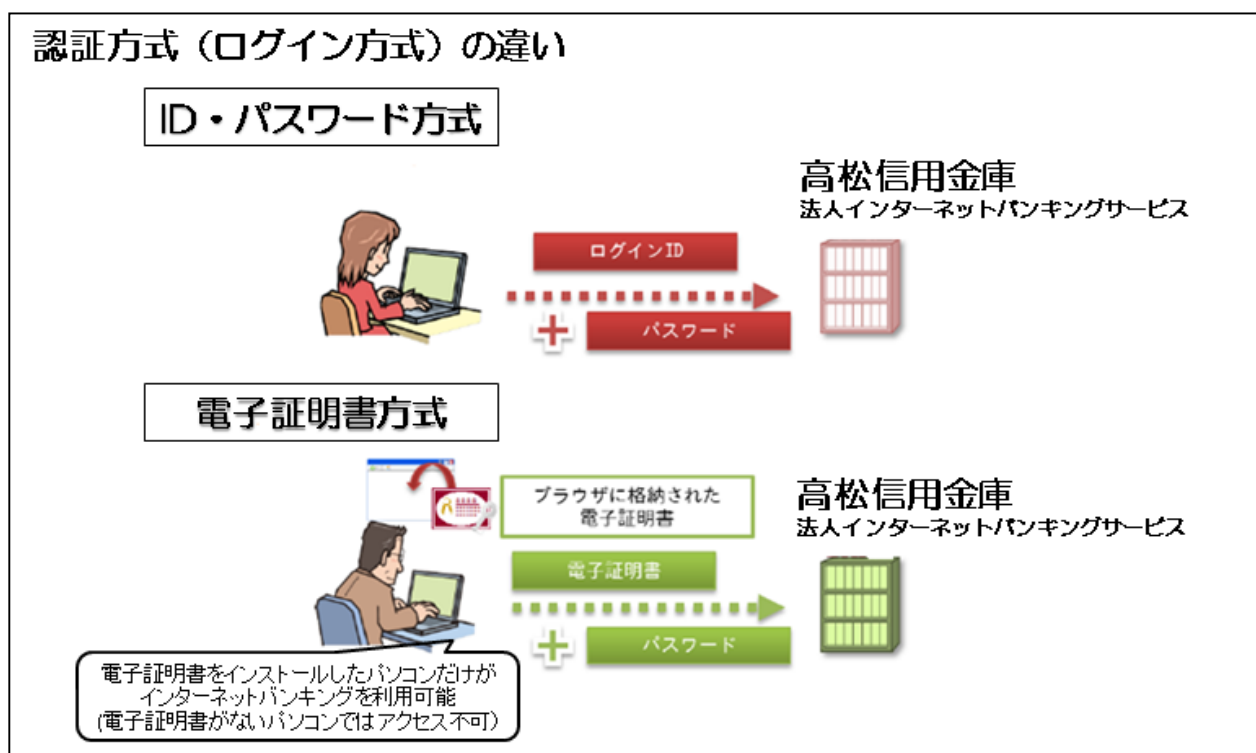
- (1) セキュリティ強化に効果的な電子証明書方式のご利用をおすすめします。
- (2) インターネットバンキング専用のウイルス対策ソフト「**Rapport (レポート)**」のインストールによってよりセキュリティが高まりますので、インターネットバンキングを利用するパソコンへのインストールをおすすめします。
なお、Rapport (レポート) は当金庫ホームページから無料でダウンロードいただけます。
- (3) インターネットバンキングに使用するパソコン (以下「パソコン」という。) に関し、基本ソフト (OS) やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態へ更新頂くことをおすすめします。
- (4) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用はできるだけお控え頂くことをおすすめします。
- (5) インターネットバンキングに係るパスワードの定期的なご変更をおすすめします。
- (6) インターネットバンキングの利用に限定したパソコンの運用をおすすめします。
(インターネットバンキング以外のホームページ等を表示しない)
- (7) パソコンや無線 LAN のルータ等の未利用時は、可能な限りの電源切断をおすすめします。
- (8) 取引の申請者と承認者とで異なるパソコンのご利用をおすすめします。
(法人インターネットバンキングの総合振込、給与振込をご利用中のお客様が対象です。)
- (9) 振込・払戻し等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定することをおすすめします。
- (10) 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認して頂くことをおすすめします。

【電子証明書について】

1. 電子証明書とは

電子証明書とは、お客さまの情報を暗号化した電子的な証明書のことで、インターネット上でお客さまご本人であることを確認するために用いられます。当金庫においても、法人インターネットバンキングサービスでは、ログイン時に電子証明書を使用する認証方式をご提供しております。この他、従来型の認証方式として「ID・パスワード方式」があります。

下図のとおり、「ID・パスワード方式」は、インターネットに接続できる環境があれば、どのパソコンからでも「法人インターネットバンキングサービス」を利用できますが、「電子証明書方式」では、お客様のパソコンにお客様の「電子証明書」が入っていない場合は、お客様のインターネットバンキングは利用できません。このため、「電子証明書方式」は、第三者による不正利用の危険性が軽減され、セキュリティの強化を図ることができる認証方式といえます。



2. 電子証明書方式の特徴

- ① 1つのユーザIDに対して1つの電子証明書しか発行されません。
⇒なりすましなど第三者による不正が防止できます。
- ② 電子証明書をインストールしているパソコン以外からはご利用できません。
⇒インターネットバンキングサービスを利用するパソコンを限定し不正利用を防止します。
- ③ 特別な追加費用は必要ございません。
⇒法人インターネットバンキングを利用中のお客様は、別途電子証明書方式への変更申込みを頂くだけで利用することができます。

3. お申込みについて

「電子証明書方式」のご利用は、別途お申し込み手续が必要になります、お取引店窓口または営業担当者までお申付けください。